

地震発生時における学校の対応基準について

八王子市立小学校校長会

八王子市立中野北小学校

従前より、八王子市立小学校校長会では地震発生時の対応における一定の判断基準を定めております。

夜間・休日など学校活動が行われていないときに、市内で震度6弱以上の地震を観測した場合、市内小学校は地震が発生した当日及び翌日は教育活動を行わないこととしています。(市内中学校も同様)

在校中は児童の安全確保を最優先いたしますが、以下、大きな地震発生時における臨時休業等の判断基準を掲載させていただきます。

地震発生時の臨時休業等判断基準			
	在校中	夜間・休日など	避難所(市)
震度5弱	引き渡し *JR、京王線の一線でも運行停止の場合を含む または各学校長の判断による	校長判断による *避難所開設状況や近隣校の状況を鑑みて判断	*災害状況により開設する学校がある
震度5強			
震度6弱以上	全校引き渡し	地震が発生した 当日及び翌日は 教育活動は行わ ない	全校開設

*夜間・休日などの対応については、教育委員会においても防災無線やホームページの災害時情報掲示板等を通じて臨機応変な情報発信に努めます。

*なお、基準としては上図に示した通りですが、震度4以下の地震においても公共交通機関の運行状況や余震等の状況に応じて、引き渡しや、まとまって下校する等の処置をとる場合があります。この場合、各校の立地する状況により、各学校長の判断、または校長会の判断になります。